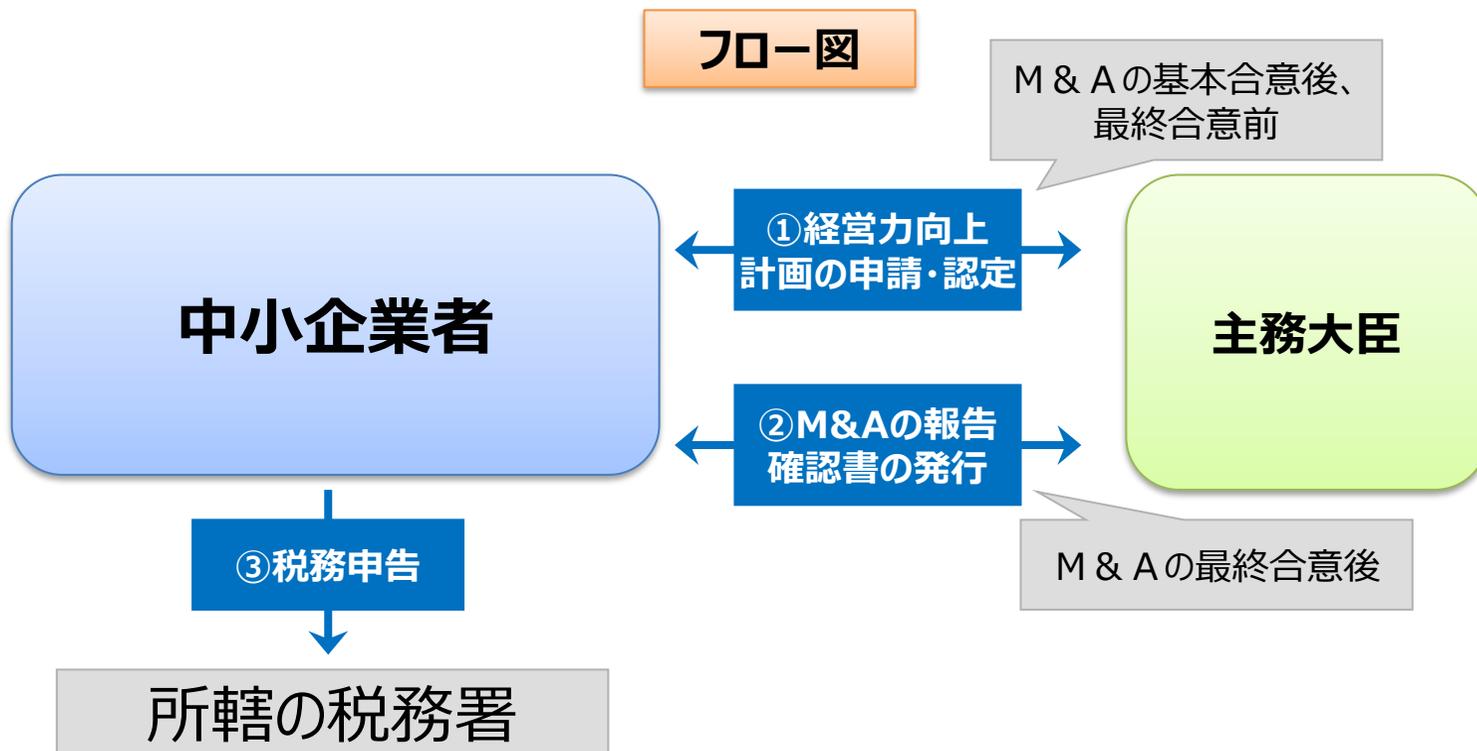


事業承継等事前調査チェックシートとは

- 事業承継等事前調査チェックシートは、「**中小企業事業再編投資損失準備金**」「**経営強化税制D類型**」の活用を予定される場合に、M&Aの実施に当たって十分なデュー・デリジェンス（DD）が行われているか確認を行うために、ご提出いただく資料となります。
- ご提出いただくタイミングは、以下、**①経営力向上計画の申請時**、**②M&Aの報告時の2回**となります。
- ① 経営力向上計画の申請時（様式第1）に、実施予定のDDの内容を記載して添付。
- ② M&A実行後の報告時（様式第3または様式第4）に、実際に実施したDDの内容を記載して添付。



事業承継等事前調査チェックシートの作成方法 ①計画申請時

- 計画申請時には、経営力向上計画の申請様式内（左図）に、「**10 事業承継等事前調査に関する事項**」を入力した上で、「**事業承継等事前調査チェックシート**」を作成し、当該チェックシートを計画申請時に添付してください。
- 「**事業承継等事前調査チェックシート（右図）**」については、「**財務・税務DD**」シート、「**法務DD**」シートの**両シート**について、小項目ごとに実施予定があるかどうか確認し、**実施予定である場合はF列に○を、そうでない場合×を記載し、実施予定でない場合はその理由をG列に記載してください。**

経営力向上計画申請書（様式第1）

10 事業承継等事前調査に関する事項

事業承継等事前調査の種類	実施主体	実施内容
法務に関する事項	○法律事務所 弁護士 ○	別紙（事業承継等事前調査チェックシート）に記載
財務・税務に関する事項	○会計事務所 税理士 ○	別紙（事業承継等事前調査チェックシート）に記載
その他の調査（事業）	○コンサルティング 中小企業診断士 ○	対象企業のビジネスモデルの把握、事業性の評価及びシナジー効果、事業統合に関するリスク評価等を行う予定

別紙に記載とし、チェックシートを添付すること

事業承継等事前調査チェックシート

事業承継等事前調査 チェックシート（法務DD）			一般的調査項目例	実施予定	実施予定でない場合はその理由	実施実績	実施しなかった場合はその理由
大項目	中項目	小項目					
1. 会社組織等		①会社の沿革・事業内容等	会社の沿革や事業内容等				
		②設立	設立手続の適法性等				
		③会社組織	会社の組織の全体像				
		④定款	定款の内容や適法性等				
		⑤社内規程等	社内規程の整備状況や適法性等（ただし、人事・労務に關連するものは、人事・労務において別途調査。）				
		⑥株主総会・取締役会等	株主総会や取締役会等の決議を要する事項についての適法な手続・決議の有無・内容等				
2. 株式		⑦関係会社	関係会社（親会社・子会社その他のグループ会社）の全体像や、各社との取引の有無・内容等				
		⑧過去のM&A	過去のM&Aの有無・内容等（買収保証責任や競業禁止義務の有無・内容を含み。）				
		⑨株式に関する基礎情報	建簿株式、譲渡制限・優先権を有する等の定めの有無・内容等				
		⑩株主予約権等	株主予約権等により会社が将来的に株式を発行する義務を負う可能性の有無・内容等				
		⑪株主名簿	株主名簿の法定記載事項（会社法第216条参照）→株主構成等				
3. 重要な契約等		⑫株主優待等	株主の優待制度等の内容の有無・内容等				
		⑬株式の譲渡等	譲渡の株式譲渡の経緯・有効性及び株式への担保権の設定の有無・内容等				
		⑭持株会社	役員持株会社・従業員持株会の有無・内容等				
		⑮契約関係の全体像	事業内容や取引関係・信用に基く契約関係の全体像				
		⑯重要な契約の内容等	事業上重要な契約につき、標準化の有無・内容・履行可能性等				
		⑰事業継続の妨げになり得る契約等	モニタリング・コントロール条項（COC条項）や競業禁止条項の有無・内容等				

法務、財務・税務に関する事項は必須

DDを実施した主体を記載
※弁護士・税理士・公認会計士の場合は、その旨明記すること

○×を記載

実施しない理由を記載

事業承継等事前調査チェックシートの作成方法 ②M&A実行後(1)

- M&Aの実施後、主務大臣に対してM&Aを行ったことを、様式第3または第4を用いて報告する必要があり、併せて「事業承継等事前調査チェックシート」を添付する必要があります。
- 様式第3または第4に、**実施した事業承継等の概要（株式を取得した日及び買収対象法人の名称は必須）**及び事業承継等事前調査の内容を記載し、以下資料を添付した上で報告を行ってください。

事業承継等及び事業承継等事前調査報告書 (様式第3または第4)

様式第4

認定経営力向上計画に係る事業の承継及び事業承継等事前調査報告書

年 月 日

主務大臣名 殿

住 所
名 称 及 び
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた経営力向上計画に従って事業を承継したことが
及び事業承継等事前調査を実施したことを、経営力向上に関する命令第5条第1項の規定に
基づき報告します。

記

経営力向上の内容については、認定経営力向上計画の添付資料「株式譲渡契約書」に基
づき、株式会社〇〇の様式について、令和〇年〇月〇日にですべて取得したことを報告い
たします。

また事業承継等事前調査については、添付資料の通り実施したことを報告します。
その他、以下のとおり報告します。

・表明保証保険契約（他の会社の株式又は持分の取得に起因し、又は関連して生ずる損害
を填補する保険に係る契約）の締結（口有/口無）

（当該契約を締結している場合）

・支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）は〇億円以下である（口）

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

実施した経営力向上の内容については、事業承継等の概要及びその実施時期を記載す
る。

実施した事業承継等事前調査の内容については、当該調査の内容について記載し、調
査の内容を補足する書類を添付する。

表明保証保険契約の締結については、締結の有無について記載し、締結をしている場
合には、支払限度額（当該契約に係る支払保険金の上限）を証する書類を添付する。

添付書類

【必須】

- ・株式の移転や事業の移転にかかる契約書（写し）
- ・承継する事業に従事する従業員の配置を記載した書類
- ・事業承継等事前調査チェックシート

【事業承継等事前調査の実施主体が、有資格者※でない場合】

- ・実施したデューデリジェンスのレポート
- ・上記レポートとチェックシートとの対応関係を示す書類

※有資格者の定義

法務DD：弁護士

財務・税務DD：税理士または公認会計士

株式譲渡の場合（準備金措置を活用する場合）は、様式第4、
事業譲渡・合併の場合は、様式第3を用い報告します。

事業承継等事前調査チェックシートの作成方法 ②M&A実行後(2)

- 「事業承継等事前調査チェックシート」については、「**財務・税務DD**」シート、「**法務DD**」シートの**両シート**について、小項目ごとに実施したかどうか確認し、**実施した場合はH列に○を、そうでない場合×を記載し、実施しなかった場合はその理由をI列に記載してください。**
- 事業承継等事前調査の実施主体が、**有資格者（法務DD：弁護士、財務・税務DD：税理士又は公認会計士）でない場合**、①実施したデューデリジェンスのレポート、②上記レポートとチェックシートとの対応関係を示す書類（イメージは下記右図）の2点を報告時に添付してください。

事業承継等事前調査チェックシート

DDレポートとチェックシートとの対応関係を示す書類（例）

事業承継等事前調査 チェックシート（法務DD）

大項目	中項目	小項目	一般的調査項目例	実施予定	実施予定でない場合はその理由	実施実績	実施しなかった場合はその理由
1. 会社組織等		①会社の沿革・事業内容等	会社の沿革や事業内容等				
		②設立	設立手続の適法性等				
		③会社組織	会社の組織の全体像				
		④定款	定款の内容や適法性等				
		⑤社内規程等	社内規程の全体像や適法性等（ただし、人事・労務に関連するものは「6. 人事・労務」において別途調査。）				
		⑥株主総会・取締役会等	株主総会や取締役会等の決議を要する事項についての適正な手続・決議の有無・内容等				
2. 株式		⑦関係会社	関係会社（親会社・子会社その他のグループ会社）の全体像や、各社との取引の有無・内容等				
		⑧過去のM&A	過去のM&Aの有無・内容等（売却保証責任や競業禁止義務の有無・内容を含む。）				
		①株式に関する基礎情報	種類株式、議決権制限、株券を発行する旨の定め有無・内容等				
		②新株予約権等	新株予約権等により会社が将来的に株式を発行する義務を負う可能性の有無・内容等				
		③株主名簿	株主名簿の法定記載事項（会社法第216条参照）、株主構成等				
		④株主間協定等	株主との間で締結済み合意の有無・内容等				
3. 重要な契約等		⑤株主の買戻等	過去の株式買戻の経緯・有効性や株式への担保権の設定の有無・内容等				
		⑥持株会	役員持株会・従業員持株会の有無・内容等				
		①契約関係の全体像	事業内容や取引関係・関係に基づき契約関係の全体像				
		②重要な契約の内容等	事業上重要な契約につき、重要化の有無・内容・解約可能性等				
③事業継続の妨げになり得る条項等	ベンジ・オブ・コントロール条項（COC条項）や競業禁止条項の有無・内容等						

○×を記載

実施しなかった理由を記載

事業承継等事前調査 チェックリスト（財務・税務DD）

大項目	中項目	小項目	一般的調査項目例	該当ページ数
財務 D D ・ 税	1. 貸借対照表	①現預金	残高、預貯金の引き出し制限等、現金管理状況、資金繰り 等	1-3
		②売上債権	売上の計上基準、取引先との取引条件、売上債権の回収可能性、売上管理の状況、受取手形の譲渡・割引 等	4-6
		③棚卸資産	棚卸資産の評価基準、評価の妥当性、仕掛品の認識・測定方法、帳簿簿と実地棚卸との差異、重要な棚卸資産の選別 等	7-9
		④有形固定資産	減価償却方法、評価の妥当性や将来予定されるコスト（土壌汚染、建物の修繕・現状回復費等）、（不動産については）担保提供の状況、重要な有形固定資産の選別 等	10-11
		⑤無形固定資産	実在性、契約書等、減価償却方法、評価の妥当性 等	11-12
		⑥リース取引	会計処理基準、契約内容 等	13
		⑦有価証券	会計方針、残高、評価の妥当性、（株券が発行されているものについては）現物管理 等	14
		⑧デリバティブ・外貨建取引	取引の有無、会計方針、契約内容、評価の妥当性 等	15
		⑨貸付金等	契約内容、貸付金等の回収可能性、（役員・関係会社に対する貸付金等がある場合には）取引条件の妥当性 等	16-18
		⑩敷金・保証金	契約内容、敷金・保証金の回収可能性 等	19-20
		⑪その他の資産	その他資産の有無、会計方針、実在性・評価の妥当性 等	21
		⑫仕入債権	仕入の計上基準、仕入先との取引条件、支払管理の状況 等	22-24
		⑬有利子負債	借入条件（担保状況等含む）、残高、（役員・関係会社からの借入等がある場合には）取引条件の妥当性 等	25-26
		⑭退職給付引当金	採用している退職金制度、退職金支払額が負債となる場合には計上額の十分性 等	27-28
		⑮その他の負債	その他負債の有無、会計方針、繰越性 等	29
		⑯純資産	純資産の構成要素、（定款や登記・簿籍録・法人税申告書等から）発行済株式数や株主構成、（自己株式がある場合には）保有目的・処理方法の妥当性、種別株式・新株予約権の有無 等	30-32
		⑰注記等	会計方針・重要事項、債務保証等のオフバランス項目・その影響 等	33

事業承継等事前調査チェックシート Q&A

Q	A
デューデリジェンス（DD）を全く行っていない場合や、財務・税務DDと法務DDのいずれかを全く行っていない場合、税制措置の活用はできないのか。	本措置は中小企業のM&Aに伴うリスクに鑑み、税制措置が講じられているものであり、事前にリスクを把握するための調査を行っているM&Aについて、認定の対象としております。 このため、全くDDを行っていない場合や、財務・税務DDと法務DDのいずれかを全く行っていない場合は、事業承継等事前調査に関する事項について認定の対象とならず、税制措置を活用することはできません。
DDを行う主体が税理士・公認会計士・弁護士でない場合、税制措置の対象となるのか。	税理士・公認会計士・弁護士でない場合も、認定の対象となり得ます。 他方で、M&A後の事業承継等の報告時に、事業承継等事前調査を行ったことを確認する資料として、実施したDDのレポート、②上記レポートとチェックシートとの対応関係を示す書類の提出が必要となります。
チェックシート内の一般的な調査項目例に記載されたすべての事項について実施する場合のみ、「実施予定」欄または「実施実績」に○を付けることとなるのか。	調査項目例はあくまで例示であり、すべての項目について網羅的に実施する必要はありません。 小項目に記載している内容について、調査を行う場合または行った場合に、「実施予定」欄または「実施実績」に○を付けてください。 （例えば、作成するDDレポートに、当該小項目に含まれる分野について、何らかの記載がなされる予定がある場合又は記載がなされている場合には、当該項目について実施予定・実施済みといえるため、○としてください）
計画申請時に実施予定であった項目について、実際には調査を実施しなかった場合は、税制措置の活用はできないのか。	実施予定であった調査項目について、調査の範囲や粒度が変わった場合についても、引き続き当該小分類について何らかの調査を行った場合については、○のまま修正は不要です。 当該項目について、全く調査を行わなかった場合については、レポートに×と記載し、その理由を記載してください。 計画していた事前調査について、実際には全く行わなかった場合などについては、経営力向上計画の取消要件に該当し、取消が行われる可能性があります。
実施予定でない場合の理由、実施しなかった場合の理由については、どのように記載すればよいか。	調査項目例の一部について実施しなかった場合についても、他の小分類内の項目について実施予定である又は実施した場合は、当該項目について実施予定といえるため、○としてください。 当該項目について全く調査を行わない場合で、実施しなかった理由を記載する場合は、単に費用面の都合等とするのではなく、対象となるM&Aや、M&Aの相手方となる企業の性質・特殊性に着目して、実施しなかった理由を記載ください。